

# 気象に関する警報及び地震に関する警戒警報等発令時の 生徒の登下校の基準について（平成 28 年度）

平成 28 年 4 月  
菰野町立八風中学校

## 特別警報発令の場合

☆午前 6 時 30 分 現在発令されている場合 ⇒⇒⇒ 臨時休校

その後、解除された場合でも終日休校

## 暴風警報・暴風雪警報・東海地震予知情報・注意情報・地震警戒宣言発令の場合

☆午前 6 時 30 分 現在発令されている場合 ⇒⇒⇒ 臨時休校

その後、解除された場合でも終日休校（※変更されました）

- ①学校から特別の連絡がなくても、学校へ来る必要はありません。
- ②登校途中であれば、その時点で帰宅します。  
(発令に気付かれた方は、近くの生徒にご指導ください。)
- ③待機中に保護者が不在となる生徒については、最寄の隣人か知人に保護依頼をお願いします。

※ 登校後発令された場合 ⇒⇒⇒ 地区ごとに下校

- ①その時点で判断し、安全な措置を講じます。
- ②地区ごとに下校するときは、地区担当職員が安全を確認して下校させます。

## 暴風警報・暴風雪警報・東海地震予知情報・注意情報・地震警戒宣言が解除された場合

☆午前 6 時 30 分 現在解除になっている場合 ⇒⇒⇒ 平常授業

※ 通学路の安全を確認の上、登校してください。

その他

- I その他の警報（大雨、洪水、大雪警報等）発令のときは、原則として授業を行います。  
ただし、通学が危険と思われる場合は、安全な道を通るか、安全が確保されてから登校してください。
- II 教育委員会や学校長の判断で、臨時休校にする場合は、絆ネット（緊急 e メール）を利用します。
- III 小学校や幼稚園・保育園が休校（園）になっても、中学校が休校となるとは限りません。